

安全保障関連法の慎重かつ適切な運用を求める意見書

安全保障関連法は、平成27年9月19日に成立し同月30日に公布され、本年の3月29日から施行されようとしている。

成立の過程においては、憲法学者が違憲と表明する中、反対運動も起き、慎重審議を求める多くの声があるなかで可決に至ったものであり、法律に対する国民の理解が十分に深まっていないまま成立したことも事実である。

本市議会においても、平成27年6月に「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」を全会一致で可決し国へ提出したところであった。また、本市は、平成元年3月に「平和都市宣言」を制定するなど市民とともに世界平和を訴え続けているところである。

よって、国においては、成立した安全保障関連法について、透明性をもって慎重かつ適切な運用に努めるよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 安全保障関連法について、なお一層国民の理解を深めるための説明責任を果たすよう誠意を持って取り組むこと。
- 2 安全保障関連法の運用に当たっては、国会の議論と国民の声を尊重することに最大限の努力をすること。
- 3 国際連合及び国際機関をはじめあらゆる国際社会と連携し、日本の平和と世界の平和のために不断の外交努力に努め、諸外国との良好な関係を築くこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣